

広島県告示第九百九十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

令和五年八月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 調査を行った者の名称
三次市
- 二 調査を行った期間
平成二十四年五月から平成二十六年三月まで
- 三 成果の名称
三次市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
三次市作木町下作木の一部
- 五 認証年月日
令和五年八月一日